

# I 相続税・贈与税の基礎知識概略

## 1. 相続税の申告状況

29. 12. に国税庁公表 井村加筆

	平成26年度分	平成28年度分	コメント
①基礎控除額	5千万+1千万×法定相続人数	3千万+6百万×法定相続人数	①法定相続人3人なら基礎控除額4,800万円(旧8,000万円で40%減)
②死亡者数	127万3,004人	130万7,748人	③配偶者の税額軽減等は申告要件・対26年度183.5%
③申告書提出(税無) *配偶者の税額軽減等利用*	1万6,895人	3万1,011人	④対26年度比 188.2%
④申告書提出(税有)	5万6,239人	10万5,880人	
⑤被相続人課税割合④/②	4.4%	8.1%	③④申告書提出割合(③+④)/② 10.4% (H28)
⑥被相続人一人当たりの課税価格(税無)	7,102万円	5,160万円	⑦⑧平成28の低下は分母の増加
⑦被相続人一人当たりの課税価格(税有)	2億407万円	1億3,960万円	⑧要納税資金確保
⑧被相続人一人当たりの税額	2,473万円	1,764万円	

(参 1) 出生者数(出典：厚生労働省 人口動態調査)

年次	出生数	平成30年 満年齢	年次	出生数	平成30年 満年齢
昭和 22	2,678,792	71	昭和 26	2,137,689	67
23	2,681,624	70	27	2,005,162	66
24	2,696,638	69	28	1,868,040	65
25	2,337,507	68	平成 29	941,000	1

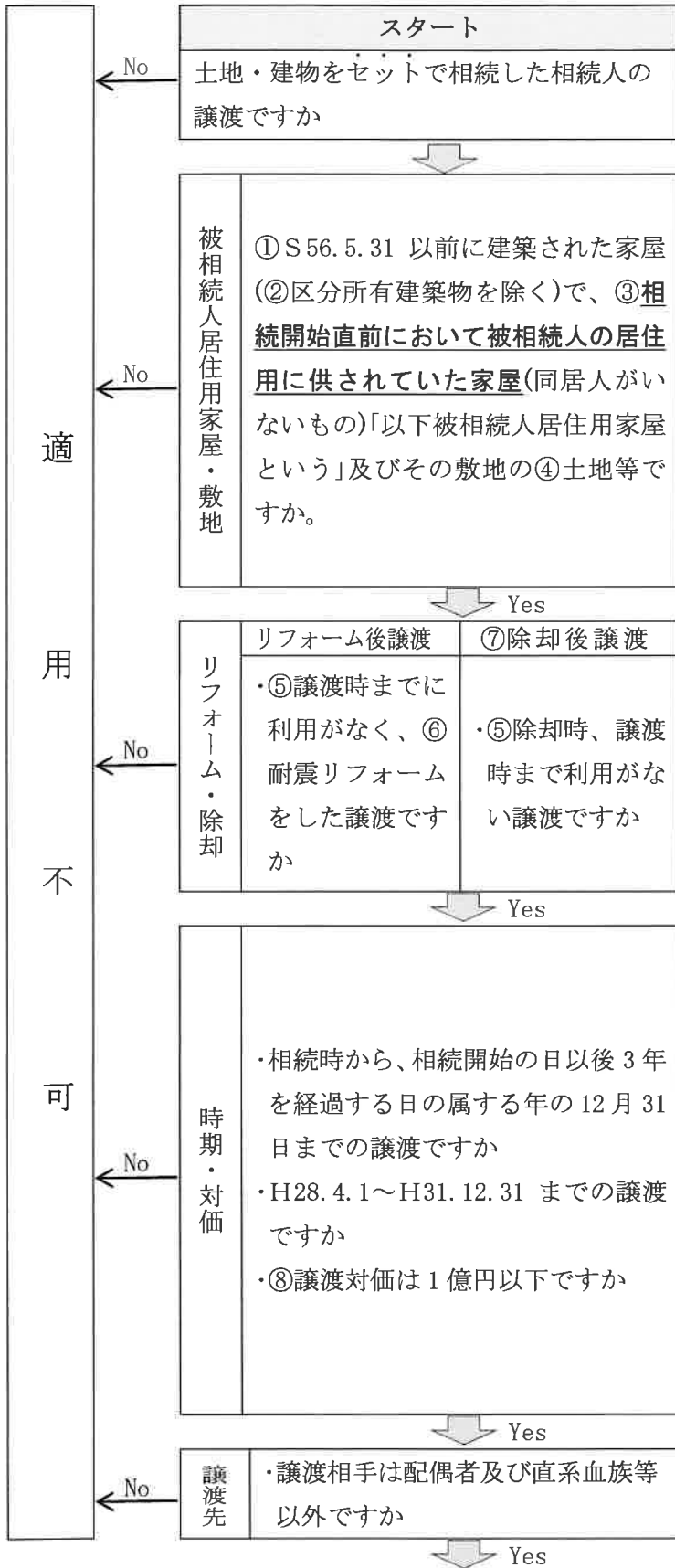
※昭和 19～21 は資料不足から統計外

(参 2) 遺言公正証書作成件数(出典：日本公証人連合会)

暦年(平成)	件数	暦年(平成)	件数
22	81,964	26	104,490
23	78,754	27	110,778
24	88,156	28	105,350
25	96,020	29	110,191

(8) 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除(3,000万円)の特例(復習)

[概略とフローチャート]



[注 意 等]

建物	(A)相続	建物	被相続人所有	建物	相続人所有
土地	(A)1/2相続 (B)1/2相続	土地	相続人所有	土地	被相続人所有
(A)	○		×		×
(B)	×				

①②	登記事項証明書
③	被相続人居住用家屋等確認書(市町村) ※被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表(国交省 HP)
④	建物 母屋 被相続人 所有、主たる居住用 200 m <sup>2</sup> 離れ // 、非主たる居住用 50 m <sup>2</sup> 土地 全体の敷地 320 m <sup>2</sup> 対象は $320 \text{ m}^2 \times \frac{200 \text{ m}^2}{200 \text{ m}^2 + 50 \text{ m}^2} = 256 \text{ m}^2$ 居住 3,000 万円特例とは違う。理由は譲渡人非居住

⑤	③に同じ
⑥	次のいずれかの書類入手 (a)耐震基準適合証明書 (b)建設住宅性能評価証明書の写し(耐震等級 1・2・3 に限る) ※譲渡前 2 年以内に (a) の調査・終了及び (b) の評価されたものに限る
⑦	除却は必ず譲渡前(登記事項証明書等)

⑧	建物除却後 120,000 千円で譲渡(売買契約書)
ケース 1	建物 被相続人所有 被相続人居住 土地 被相続人 1/2 相続人(A)1/2 所有 土地・建物を相続人(B)が取得 $120,000 \text{ 千円} \times 1/2 = 60,000 \text{ 千円} \leq 100,000 \text{ 千円}$ OK 因みに(A)はセットでなく適用外
ケース 2	建物 被相続人所有 被相続人居住用 土地 被相続人 1/2 相続人(B)1/2 所有 土地・建物を相続人(B)が取得 $120,000 \text{ 千円} \times 1/2 (\text{被相続人分}) + 120,000 \text{ 千円} \times 1/2 (\text{元々B}) = 120,000 \text{ 千円} > 100,000 \text{ 千円}$ で不可

⑨	④の離れ、⑧ケース 1 の(A) ケース 2 の(B)は取得費加算のみ
---	-------------------------------------

適用可	相続により取得した被相続人居住用家屋及び敷地の譲渡に 3,000 万円の特別控除可		
	・⑨相続税の取得費加算特例と当制度は選択適用		
	他制度	居住 3,000 万円控除	非居住 3,000 万円控除
	・10 年超居住用財産の譲渡軽減税率	○	×
	・住宅ローン控除重複適用	×	○